

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

- 第30条の7 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発することができる。
- 2 林野火災注意報が発せられたときは、林野火災注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
- 4 消防長は、前項の規定により区域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

条則

(林野火災に関する注意報)

- 第19条の2 条例第30条の7第1項に規定する林野火災注意報は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が林野火災の予防上注意を要すると認めるときに発令する。
- 2 第2条の2並びに前条第4項及び第5項の規定は、条例第30条の7第1項に規定する林野火災注意報について準用する。

【解説】

本条は、第26条に対して特別規定の関係にあることから、林野火災に関する注意報の発令中であつては、本条が優先適用される。

- 1 発令の条件については、条則第19条の2第1項にその基準が示されている。
- 2 「火の使用の制限の努力義務の対象となる区域」とは、森林法に規定される国有林及び民有林及びその周囲1kmに含まれる町丁目のことである。（令和8年広島市消防局告示第5号）
- 3 公示については、条則第19条の2第2項に規定（規則第2条の2を準用）する方法により行うこととする。